

ミャンマー新憲法—国軍の政治的関与 (1)

遠藤 聡

【目次】

はじめに

I 新憲法制定の経緯

II 新憲法の概要

III 国軍の政治的関与

おわりに

翻訳：ミャンマー連邦共和国憲法(抄訳・前編)

はじめに

ミャンマー連邦で、2008年5月10日、新憲法草案の承認のための国民投票が実施された。その1週間前の5月2日から3日にかけて、南西部を大型サイクロン「ナルギス」が直撃し、死者8万5000名、行方不明者5万4000名を出す大災害を引き起こしたにもかかわらず、^(注1)ミャンマー軍事政権(以下「軍政」という)は、当初の予定に従うとして国民投票を実施したのである(一部地域では5月24日に延期)。

国民投票実施委員会の5月26日付発表によれば、全国の325郡のうち、5月10日に278郡、5月24日には残りの47郡において投票が行われた。

5月10日の投票では、有権者総数2270万8434人のうち、投票者2249万6660人(投票率99.08%)、賛成票2078万6596票(賛成率92.4%)、反対票137万5480票(反対率6.11%)、無効票33万4584票(無効率1.48%)^(注2)であった(2008年5月15日付発表)。

サイクロン被害が甚大であったため5月24日に投票が延期された旧首都であるヤンゴン(Yangon)管区の40郡及びエーヤワディ(Ayeyawady)管区の7郡における投票に注目してみても、有権者総数458万393人のうち、投票者428万15人(投票率93.44%)、賛成票397万7528票(賛成率92.93%)、反対票25万6232票(反対率5.99%)、無効票4万6255票(無効率1.08%)との結果となった(2008年

5月26日付発表)^(注3)。

総計は、全国の有権者総数2728万8827人のうち、投票者2677万6675人(投票率98.12%)、賛成票2476万4124票(賛成率92.48%)、反対票163万1712票(反対率6.1%)、無効票38万839票(無効率1.42%)^(注4)であった(2008年5月26日付発表)。

国民投票実施委員会の発表に従えば、2回の投票結果を以って、同憲法草案は、国民の圧倒的賛成(92.48%)によって承認されたことになる。

同憲法は、2010年中に連邦議会(the Pyidaungsu Hluttaw)の総選挙が実施された後、同議会の第1回会期が招集された日に発効する。1988年9月18日、国軍(the Tatmadaw)がビルマ連邦社会主義共和国の全権を掌握し、議会(人民議会=the Pyithu Hluttaw)を解散し、「1974年ビルマ連邦社会主義共和国憲法」(以下「1974年憲法」という)^(注5)を停止して以来20年余を経て、議会が設置され、憲法が施行されることになる。

今回承認された「2008年ミャンマー連邦共和国憲法」(以下「2008年憲法」という)は、全15章、457か条からなる。同憲法は、連邦議会の議席の25%を国軍最高司令官の指名する軍人議員とすること、大統領の資格要件として軍事知識を求めていること、非常事態時に国軍最高司令官に対して全権の委譲を可能としていることなど、1988年以来軍政を敷いている国軍の権力掌握の継続を制度的に保障している。

本稿では、まず、1988年における1974年憲法の停止から2008年憲法制定に至る経緯を概説する。次に、新憲法の全体的な概要を紹介する。その上で、憲法の条文にみる国軍の政治的関与について解説する。文末には、2008年憲法の翻訳を掲載する。ただし、本号では、前文、第1章、第2章、第3章の全訳を掲載し、第4章から第15章までの抄訳は、次号で掲載する。

なお、2008年憲法の翻訳は、ミャンマー連邦情報省刊行の英文テキスト(2008年9月刊行)^(注6)に依拠した。この他、オセアナ(Oceana)社版の英文テキスト(2009年2月掲載)^(注7)を随時参照した。

国名の呼称については、1989年6月18日、軍政が国名の英語表記をビルマ連邦(the Union of Burma)からミャンマー連邦(the Union of Myanmar)に改称したことに従い、それ以前の略称を「ビルマ」(Burma)、以降の略称を「ミャンマー」(Myanmar)^(注8)とした。地名・民族名についても、同日に改称された表記^(注9)に従う。ただし、「ビルマ族」については、一貫して同表記を使用する。

I 新憲法制定の経緯

1 1974年憲法の停止

ミャンマーは、1947年9月に採択された「ビルマ連邦憲法」(以下「1947年憲法」という)の下、1948年1月にビルマ連邦としてイギリスからの完全独立を達成した。その後、1962年9月に発生した国軍のクーデター以降、国軍が結成したビルマ社会主義計画党(Burma Socialist Programme Party 以下「BSPP」という)を中心とする一党制による「ビルマ式社会主義」(Burmese Way to Socialism)体制が続いた。1974年1月に採択された「1974年憲法」により、ビルマ連邦社会主義共和国が成立した。

1988年8月、ビルマの民主化運動が高揚すると、9月18日、国軍は、クーデターにより全権を掌握し、議会を解散するとともに、1974年憲法を停止した。国軍は、「国家法秩序回復評議会」(State Law and Order Restoration Council 以下「SLORC」という)を設置し、SLORCの名の下に軍政を開始した。軍政は、ビルマ式社会主義を放棄する一方、複数政党制による選挙の実施を約束した。9月27日には、民主化運動勢力を中心に、アウンサンスーチー(Aung San Suu Khi)を書記長とする国民民主連盟(National League

for Democracy 以下「NLD」という)が結成された。一方で、軍政は、前述のように、1989年6月18日、国名の英語表記を、「ビルマ連邦」から「ミャンマー連邦」に改称した。7月20日には、アウンサンスーチー書記長に対して国家防衛法^(注10)を適用し、自宅軟禁に処した。

1990年5月27日に実施された国民議会の総選挙では、定数485のうち、NLDは392議席(得票率59.8%)を獲得した(投票率72.59%)^(注11)。一方で、BSPPの後身である民族統一党(National Unity Party=NUP)は10議席の獲得に留まった(得票率21.2%)。軍政は、後述するように、同選挙結果による政権移譲を無期限に延期する方策を採ることになる。同選挙によって選出された議員による国民議会は、今日に至るまで開会されていない。

2 制憲国民会議と「国家の基本原則」

総選挙後、軍政は、国民議会の開会による軍政から民政への移管よりも、新憲法の制定を優先するとして、1993年1月9日、制憲のための国民会議を招集した。軍政が指名した議員701名のうち、1990年の総選挙で当選していた者は99名に留まった。国民会議は、1993年9月16日、32か条からなる「国家の基本原則」(the State Fundamental Principles)^(注12)を採択した。同原則は、今回制定された2008年憲法の骨子に、特に後述する第1章「連邦の基本原則」の基礎になるものである。

国民会議は、1993年から1996年にかけて断続的に開会されたが、軍政主導の会議運営に反発するNLD側のボイコット戦術、それに対する軍政によるNLD所属議員の除名等が行われ、2004年5月までの約8年間は休会状態となった。この間の1997年11月15日、軍政は、その正式名称をSLORCから「国家平和発展評議会」(State Peace and Development Council 以下「SPDC」という)に改称した。

3 民主化への7段階のロードマップ

国民会議の休会状態が続く中、2003年8月30日、キンニュン(Khin Nyunt) SPDC第一書記の首相就任演説において、以下に掲げる「民主化への7段階のロードマップ」が公表された。^(注13)

①1996年以来休会となっている国民会議の再開、②国民会議の成功裏の開会の後、真の規律ある民主主義体制の実現に向けた必要なプロセスの段階的な実行、③国民会議によって提示された基本原則及び詳細な基礎的原則に従った新憲法の起草、④国民投票による憲法の承認、⑤新憲法に従った議会(立法機関)の自由で公正な選挙の実施、⑥新憲法に従った議員の出席する議会の開催、⑦議会で選出される国家指導者、並びに議会によって組織される政府及びその他の中央機関による近代的で発展した民主的な国家の建設。

この後、2004年5月17日、国民会議が再開されたものの、NLDは、同会議への参加を拒否した。また、「穏健派」とみなされていたキンニュン首相は、10月19日に更迭され、「強硬派」と目されるタンシュエ(Than Shwe) SPDC議長(上級大将、国防相、国軍最高司令官)に近いソーウイン(So Win) SPDC第二書記が首相に就任した。

その後、病気静養中のソーウイン首相に代わり、これも「強硬派」と目されるテインsein(Thein Sein) SPDC第一書記が2007年5月18日に首相代行に就任し、10月12日のソーウイン首相の死去を受け、10月24日に首相に就任した。

4 憲法草案と国民投票

ロードマップの実施を目的に再開された国民会議は、2004年5月から7月まで、2005年2月から3月まで、2005年12月から2006年1月まで、2006年10月から12月まで断続的に開会された。そして、2007年7月18日に再開され、9月3日に「基本原則及び詳細な基礎的原則」(the Fundamental Principles and Detailed Basic Principles)^(注14)を採択し

て閉会したのが最後となった。

2007年10月18日、軍政は、アウントー(Aung Toe)最高裁判所長官を委員長、エーマウン(Aye Maung)検事総長を副委員長、チョーサン(Kyaw Hsan)情報相、キンマウンミン(Khin Aung Myint)文化相、ソーマウン(Soe Maung)国防省法務総監等を委員とする計54名から構成される憲法起草委員会を設置した。^(注15)同委員会は、12月3日に初会合を行った。その後、憲法起草委員会による新憲法草案の作成が進められ、同委員会は2008年2月19日に同草案を採択した。^(注16)

軍政は、2008年2月9日、新憲法承認を目的とする国民投票を同年5月に実施し(SPDC布告2008年第1号)^(注17)、2010年に新憲法に従って総選挙を実施すること(SPDC布告2008年第2号)^(注18)を発表した。2月26日には、「ミャンマー連邦共和国憲法草案の承認のための国民投票法」^(注19)が制定され、憲法起草委員会の委員長であったアウントー最高裁判所長官を委員長とする計45名から構成される国民投票実施委員会が設置された(SPDC布告2008年第3号)^(注20)。そして3月9日、国民投票を5月10日に実施することが発表された。

こうした経緯を経て、前述したように、2008年5月10日及び5月24日に実施された国民投票において、同憲法草案は承認され、5月29日、2008年憲法が公布された(SPDC布告2008年第7号)^(注21)。「7段階のロードマップ」のうちの第4段階が達成されたことになる。

II 新憲法の概要

2008年5月29日に公布された2008年憲法の概要は、以下のとおりである。

1 連邦の基本原則

第1章「連邦の基本原則」では、立法機関による法律の制定、並びに憲法及び法律の規定を解釈する指針となる諸原則を列挙した。憲法全体の骨格となる部分で、前述した「国家の基本原

則」を踏襲した内容となっている。

例えば、連邦の方針として、以下の6項目が掲げられた。①連邦の分裂を認めない、②国民の結束を崩壊させない、③主権の保全、④真の規律ある複数政党制民主主義体制を発展させる、⑤公正、自由及び平等の不変原則を強化する、⑥国軍が国家の国民政治における指導的役割に参画する。

2 国家の構成

第2章「国家の構成」では、連邦制の構成等について規定した。

1974年憲法と同様に、主にビルマ族が居住する地域において、以下の7つの管区が設置される。①サガイン(Sagaing)管区、②タニンダーリ(Taninthayi)管区、③バゴー(Bago)管区、④マグウェ(Magway)管区、⑤マンダレー(Mandalay)管区、⑥ヤンゴン(Yangon)管区、⑦エーヤワディ(Ayeyawady)管区。

また、1974年憲法と同様に、主要な少数民族の名称を冠した以下の7つの州が設置される。①

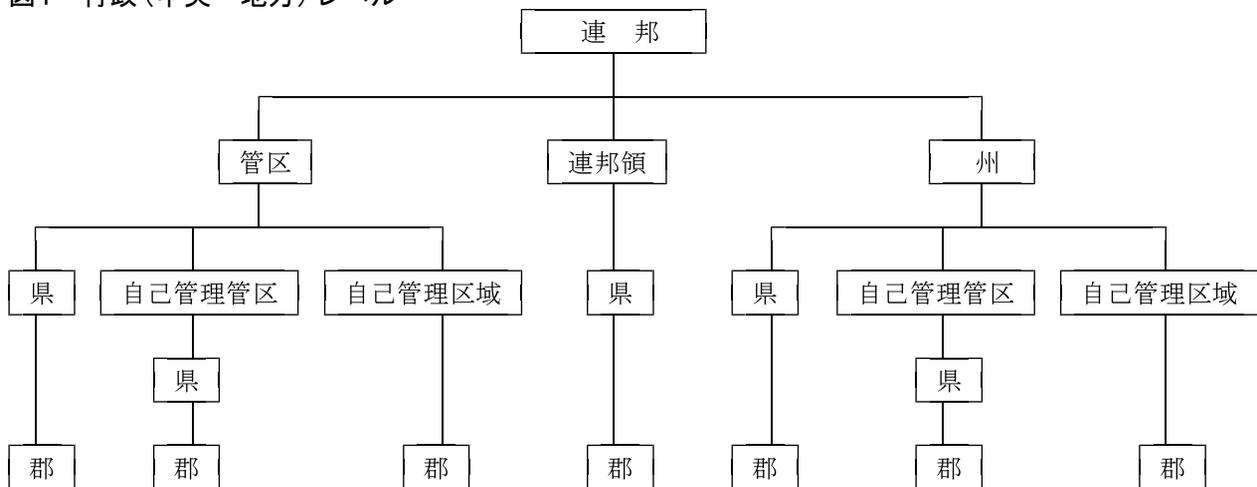
カチン(Kachin)州、②カヤー(Kayah)州、③カイン(Kayin)州、④チン(Chin)州、⑤モン(Mon)州、⑥ラカイン(Rakhine)州、⑦シャン(Shan)州。

これ以外に、大統領の直轄統治となる連邦領が設置される。現在、憲法の規定で連邦領として規定されたのは、連邦の首都となるネーピードー(Nay Pyi Taw)のみである。ネーピードーは、マンダレー管区の中に位置する。

連邦の行政レベルは、以下のように編成される(図1参照)。①連邦共和国は、7つの管区、7つの州及び連邦領を配する。②管区、州及び連邦領は、県を配する。③県は、郡を配する。④郡は、村、区、村落区、町を配する。

また、自身の名称を冠した州が設置されない少数民族の「自己管理権」(Self-Administrative power)を保障するために、自己管理地域として、自己管理管区及び自己管理区域が設置される。自己管理管区は県を配し、他方、自己管理区域は県を配さないが、上記2種類の自己管理地域は同等の地位を有する。現在、憲法の規定で自己管理地域と明記されたのは、サガイン管区の

図1 行政(中央・地方)レベル



*本図は、立法機関、行政機関又は司法機関が設置される行政区、及び連邦領から作成した。郡の下位レベルには、村、区、村落区及び町が設置される。

*現在、憲法の規定では、連邦領は首都であるネーピードーのみである。

*現在、憲法の規定では、管区の下位レベルの自己管理管区として設置される行政区はない。

(出典)「2008年ミャンマー連邦共和国憲法」第2章第49条～第51条、第56条を基に筆者が作成した。

中の1自己管理区域、並びにシャン州の中の4自己管理区域及び1自己管理管区である。

3 国家元首

第3章「国家元首」では、大統領及び副大統領の資格要件及び選出方法等について規定した。

大統領は、国家元首となる。大統領及び副大統領の任期は、それぞれ5年で、2期までとする。両者の資格要件の概要は、以下のとおりである。①連邦に対して忠誠を誓う、②連邦の市民である、③連邦内で出生した両親から出生したミャンマー国民である、④45歳以上である、⑤連邦の政治的、行政的、経済的及び軍事的な問題に精通している、⑥20年以上継続して連邦内に居住している、⑦自身、両親の一方、配偶者、又は嫡出子の1人若しくはその配偶者のいずれも外国の支配下でない、⑧議会の選挙の立候補資格を有している。

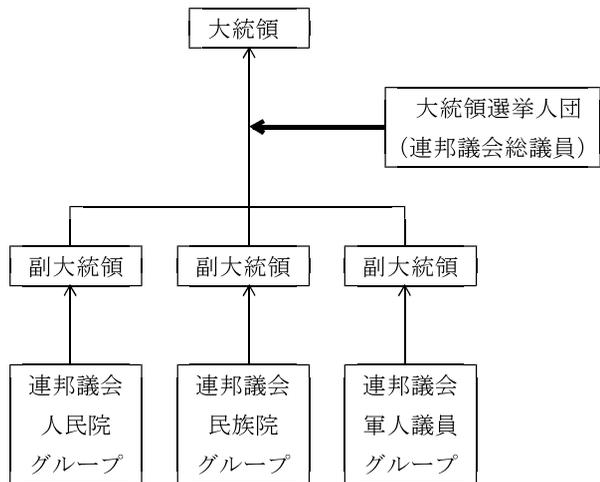
大統領の選出は、直接選挙ではなく、大統領選挙人団 (the Presidential Electoral College) によって行われる。連邦議会の総議員から構成される同選挙人団は、①選挙で選出された連邦議会の人民院の議員、②選挙で選出された連邦議会の民族院の議員、③連邦議会の両院の中の国軍最高司令官に指名された軍人議員の3つのグループに分かれる。

大統領の選出方法は、まず3名の副大統領を選び、その中から大統領を選出するという方式になる(図2参照)。すなわち、①3つのグループが、連邦議会の議員又は議員以外から1名の副大統領をそれぞれ選出する。②連邦議会の両院の議長及び副議長から構成される会議で、3名の副大統領の大統領資格を審査する。③大統領選挙人団(連邦議会の総議員)が3名の副大統領の中から1名の大統領を投票により選出する。

4 立法機関

第4章「立法機関」では、①連邦レベルの議

図2 大統領の選出



*人民院グループ及び民族院グループは選挙選出議員。

*軍人議員は国軍最高司令官の指名による任命議員。

(出典)「2008年ミャンマー連邦共和国憲法」第3章第60条を基に筆者が作成した。

会として、人民院 (the Pyithu Hluttaw) 及び民族院 (the Amyotha Hluttaw) からなる連邦議会 (the Pyidaungsu Hluttaw)、②管区及び州レベルの議会として、管区議会 (Region Hluttaw) 及び州議会 (State Hluttaw)、③自己管理地域レベルとして、自己管理管区の指導機関 (the Leading Bodies) 及び自己管理区域の指導機関について規定した。

(1) 連邦議会

連邦議会は、人口比に基づく人民院、及び管区・州を代表する民族院の2院から構成される。両院合同会議が行われるなど、連邦議会は変則的な二院制をとる。以下に紹介するように、議員の年齢要件及び選出方法に相違があるが、両院の権限は対等となっている。

連邦議会の人民院及び民族院の議員の任期は、人民院の第1回会議の日から5年間である。連邦議会の通常会は、1年に1回開催されなければならない。連邦議会の議長及び副議長は、5年の任期の前半にあたる30か月間は民族院の

議長及び副議長が、後半の30か月間は人民院の議長及び副議長を務める。

立法過程では、人民院又は民族院に提出された法案がそれぞれ両院で可決された場合、その法案は連邦議会で可決されたことになる。両院において意見の相違があった場合には、連邦議会において当該の法案が審議され、表決される。

連邦議会は、憲法で規定する立法リスト(別表1)^(注24)に従い、連邦の全域又はいずれかの地域に対する法律を制定する権限を有する。立法リストの概要は、以下のとおりである。①連邦の防衛及び治安、②外交、③財政及び計画、④経済、⑤農業及び畜産業、⑥エネルギー、電力、鉱業及び林業、⑦工業、⑧運輸、コミュニケーション及び建設、⑨社会、⑩行政管理、⑪司法。

(2) 人民院

人民院は、最大定数440の議員からなる。内訳は、郡及び人口に基づいて選挙で選出される議員が330を超えてはならず、国軍最高司令官が指名する国軍の軍人議員が110を超えてはならない。すなわち、議員の中の25%が軍人議員となる。軍人議員の場合も、以下に掲げる人民院の議員資格を有していなければならない。

人民院の議員の資格要件の概要は、以下のとおりである。①25歳に達している者、②市民である両親から出生した市民、③10年間継続して連邦内に居住している者、④選挙法によって規定された資格を有している者。

人民院の議員の欠格条項の概要は、以下のとおりである。①服役中である者、②人民院議員の欠格条項に関して有罪となった者、③精神異常者、④破産者、⑤外国政府の影響下にある者、⑥外国の市民、⑦外国政府からの特権を享受している者、⑧外国の政府及び宗教団体等から金銭等の支援を受けている者又は組織の一員、⑨聖職者、⑩公務員(国軍の軍人等は除く)、⑪国所有の財産等を利用している者又は組織の一員、

⑫選挙法に違反し有罪となった者。

(3) 民族院

民族院は、最大定数224の議員からなる。内訳は、7管区及び7州からそれぞれ同数の12名を選挙で選出する議員が168を超えてはならず、7管区及び州からそれぞれ同数の4名を国軍最高司令官が指名する国軍の軍人議員が56を超えてはならない。すなわち、人民院と同じく、議員の中の25%が軍人議員となる。また、自己管理管区又は自己管理区域においては、行政レベル上位の管区又は州から1名の議員が代表として選出されることになる。なお、連邦領については、地理的に位置する管区又は州に組み入れられる。

軍人議員を含む民族院の議員の資格要件及び欠格条項については、30歳以上という年齢要件を除き、人民院の議員と同じである。

(4) 管区議会・州議会

管区議会及び州議会においては、居住する少数民族に配慮したかたちで議席が配分される。管区議会の場合は、管区内の各郡からそれぞれ2名、連邦の人口の0.1%を超える人口を擁する少数民族からそれぞれ1名が選出される。州議会の場合も同様に、州内の各郡からそれぞれ2名、連邦の人口の0.1%を超える人口を擁する少数民族からそれぞれ1名が選出される。国軍最高司令官が指名する軍人議員については、当該議会の選挙で選出された議員総数の3分の1と同数、すなわち連邦議会と同じく議員総数の25%の議席が軍人議員に割り当てられる。

管区議会及び州議会の議員の任期は、連邦議会の人民院の任期と同じ5年である。議員の資格要件及び欠格条項に関しても、人民院の議員と同じとなる。軍人議員の場合も、管区議会議員又は州議会議員の資格、すなわち人民院の議員資格を有していなければならない。

管区議会及び州議会は、憲法で規定する立法リスト(別表2)^(注25)に従い、管区又は州の全域若しくはいずれかの地域に対する法律を制定する権限を有する。立法リストの概要は、以下のとおりである。①財政及び計画、②経済、③農業及び畜産業、④エネルギー、電力、鉱業及び林業、⑤工業、⑥運輸、コミュニケーション及び建設、⑦社会、⑧行政管理。

(5) 自己管理管区・自己管理区域の指導機関

自己管理管区又は自己管理区域における立法権は、後述する当該地域における行政機関である指導機関に対して付与される。

自己管理管区指導機関又は自己管理区域指導機関^(注26)は、憲法で規定する立法リスト(別表3)に従い、自己管理管区又は自己管理区域に対する立法権を有する。立法リストの概要は以下のとおりである。①都市及び農村計画、②道路及び橋の建設及び管理、③公衆衛生、④開発問題、⑤火災危険の予防、⑥牧草地の管理、⑦森林の保護及び保全、⑧連邦によって公布された法律に従う自然環境の保全、⑨町及び村における水及び電気問題、⑩町及び村の市場問題。

5 行政

第5章「行政」では、連邦政府、連邦大臣、管区又は州、及び自己管理管区又は自己管理区域の行政権について、さらに国防治安評議会の構成について規定した。連邦の行政権は、連邦、管区及び州の間で分配される。自己管理権は、自己管理地域(自己管理管区又は自己管理区域)の間で分配される。

以下、憲法の条文の配列に従って記述する。

(1) 連邦政府

連邦政府は、①大統領、②副大統領、③連邦大臣、④連邦検事総長から構成される。連邦の行政権は、大統領に与えられる。大統領は、連

邦議会に対して責任を負い、副大統領は、大統領に対して、及び大統領を通して連邦議会に対して責任を負う。

(2) 国防治安評議会

憲法又は法律が規定する任務を遂行するために大統領に指揮される国防治安評議会は、以下の11名の者から構成される(副大統領は2名)。①大統領、②副大統領、③副大統領、④人民院の議長、⑤民族院の議長、⑥国軍最高司令官、⑦国軍副司令官、⑧国防大臣、⑨外務大臣、⑩内務大臣、⑪国境大臣。

同評議会の構成において、前述したように、大統領及び2名の副大統領の中の1名は、大統領選挙人団を構成する3つのグループのうち、連邦議会の軍人議員グループによって選出されることになる。また後述するように、国防大臣、内務大臣及び国境大臣は、国軍最高司令官の意により任命される。すなわち、11名の中で少なくとも6名は、国軍の関係者が占めることになる(表1参照)。同評議会の権限については、後述の国軍に関する規定及び非常事態に関する規定についての解説の中で述べる。

表1 国防治安評議会評議員

役 職	国軍との関係
大統領 *	3名のうち1名は連邦議会の国軍議員グループが指名
副大統領 *	
副大統領 *	
人民院議長	国軍所属
民族院議長	
国軍最高司令官	国軍所属
国軍副司令官	国軍所属
国防大臣	国軍最高司令官が指名
外務大臣	
内務大臣	国軍最高司令官が指名
国境大臣	国軍最高司令官が指名

*大統領及び2名の副大統領の選出方法は図2を参照。(出典)「2008年ミャンマー連邦共和国憲法」第5章第201条を基に筆者が作成した。

(3) 大統領

大統領の主な権限は、以下のとおりである。
①連邦政府の省庁の設置及び改編、②連邦大臣の数の決定、③恩赦の付与、④大赦の付与、⑤外国との外交関係の締結又は破棄、⑥公務員機関の長の任命及び解任、⑦国際条約、地域条約及び二国間条約の締結、批准又は破棄、⑧連邦議会に対する、又は全国に向けた、連邦の政策及び全般的情勢に関する演説を行うこと又は声明の送付、⑨連邦議会の臨時会期又は特別会期の招集の通告、⑩行政上の事項に対する大統領令の公布、⑪侵略の際の、国防治安評議会との連携の上での適切な軍事力の行使、⑫連邦議会の同意の上での戦争の宣言又は講和の宣言、⑬連邦議会を通過した法律への署名。

(4) 連邦大臣・副大臣

1947年憲法及び1974年憲法で採用された首相制は採用されていない。大統領は、議員の中から、又は議員ではない者の中から、連邦大臣及び副大臣を任命する権限を有する。ただし、国防省の大臣及び副大臣、内務省の大臣及び副大臣、並びに国境省の大臣及び副大臣に関しては、国軍最高司令官の提出する名簿に従い任命する。さらに、他の連邦大臣又は副大臣に国軍の軍人を任命する場合は、国軍最高司令官との調整を必要とする。

連邦大臣は、大統領に対して責任を負う。副大臣は、担当の連邦大臣に対して、及び担当の連邦大臣を通して大統領に対して責任を負う。

連邦大臣及び副大臣の資格要件及び欠格事由については、連邦に忠誠を誓う市民であることの規定、並びに連邦大臣が40歳以上及び副大臣が35歳以上とする年齢要件を除き、人民院の議員と同じである。

連邦大臣の任命に関しては、大統領が指名した者の名簿及び国軍最高司令官が指名した国軍の軍人の名簿を大統領が連邦議会に提出し、そ

の承認を求める。大統領は、連邦大臣として連邦議会が承認した者を連邦大臣として任命する。ただし、連邦大臣の資格に明白に合致しない証明がない限り、連邦議会は、当該の名簿の承認を拒否することはできない。

(5) 管区政府・州政府

各管区に管区政府が、各州に州政府が設置される。管区政府又は州政府は、①管区又は州の首相、②管区又は州の大臣、③管区又は州の法務総監から構成される。ただし、当該の管区議会又は州議会の承認の上で、大統領が、省庁の設置及び改編、並びに大臣の数の決定を行うことができる。

管区又は州の首相の資格要件及び欠格事由については、連邦に忠誠を誓う市民であることの規定、及び35歳以上という年齢要件を除き、人民院の議員と同じである。

首相の任命に関しては、関係する管区又は州の議会の議員の中から大統領が指名した者の名簿を大統領が連邦議会に提出し、その承認を求める。大統領は、管区又は州の首相として管区議会又は州議会が承認した者を首相として任命する。ただし、首相の資格に明白に合致しない証明がない限り、管区議会又は州議会は、当該の名簿の承認を拒否することはできない。

管区政府又は州政府は、憲法で規定する「管区又は州によって徴収される税」(別表5)^(注27)に従い、税及び収益等を徴収する。徴収する税及び収益等の概要は、以下のとおりである。①土地収益、②物品税、③水税、護岸税及び電力使用税、④通行料金、⑤漁業関連のロイヤリティー、⑥車両税及び船舶税、⑦管区又は州の財産から生じる収益、⑧管区又は州のサービス事業から生じる収益及び税、⑨裁判所の課す罰金、⑩管区又は州が支払う利子、⑪管区又は州の投資の還元利潤、⑫森林資源から徴収する税、⑬登録料、⑭乗車税、⑮塩税、⑯連邦基金会計からの

歳入、⑰開発事業機関からの寄付、⑱所有者不明の現金及び財産、⑲埋蔵物。

(6) 自己管理管区指導機関・自己管理区域指導機関

少数民族に対する「自己管理権」を認める自己管理地域である自己管理管区及び自己管理区域における行政機関として、「指導機関」が各管区及び各区域に設置される。前述したように、各指導機関は、各管区又は各区域において立法権を行使する。

各管区又は各区域の指導機関は、以下に掲げる10名以上の構成員から構成される。①関係する郡から選出される管区議会又は州議会の議員、②国軍最高司令官が指名する国軍の軍人、③上記①・②の両構成員によって指名される追加構成員。なお、国軍の軍人については、国軍最高司令官は、各指導機関の構成員の数の4分の1を指名することができる。また、軍人議員は、管区議会又は州議会の議員の資格要件、すなわち連邦議会の人民院議員の資格要件を有していなければならない。

各指導機関は、前記①の議員の中から、自己管理管区又は自己管理区域の議長を選出する。大統領は、指名された者を自己管理管区又は自己管理区域の議長として任命する。議長は、当該の管区又は州の職務上当然に大臣となる。

6 司法

第6章「司法」では、①行政レベル毎に設置される通常裁判所として、連邦最高裁判所、管区高等裁判所、州高等裁判所、自己管理管区裁判所、自己管理区域裁判所、県裁判所、郡裁判所、法律によって設置されるその他の裁判所、②軍法会議、③連邦憲法裁判所について規定した。

(1) 連邦最高裁判所

連邦における最上位の裁判所として、及び上

告裁判所として、連邦最高裁判所が設置される。連邦最高裁判所は、第一審管轄権、上訴管轄権、再審管轄権を有する。

連邦最高裁判所は、長官を含む7名以上11名以下の裁判官から構成される。連邦最高裁判所長官の任命に関しては、大統領が指名した者の名簿を連邦議会に提出し、その承認を求める。大統領は、連邦最高裁判所長官として連邦議会が承認した者を連邦最高裁判所長官として任命する。ただし、連邦最高裁判所長官の資格に明白に合致しない証明がない限り、連邦議会は、当該の名簿を拒否することはできない。

(2) 管区高等裁判所・州高等裁判所

管区又は州に、管区高等裁判所又は州高等裁判所が設置される。高等裁判所(Taya)は、第一審判決、上訴審判決、再審判決、法律で規定された事案に関する管轄権を有する。

(3) 県裁判所・郡裁判所・自己管理管区裁判所・自己管理区域裁判所

管区高等裁判所又は州高等裁判所の監督下に、行政レベル毎に、県裁判所、郡裁判所、自己管理管区裁判所、自己管理区域裁判所が設置される。県裁判所、自己管理管区裁判所、自己管理区域裁判所は、刑事訴訟第一審、民事訴訟第一審、上訴審、再審、法律で規定された事案に関する管轄権を有する。郡裁判所は、刑事訴訟第一審、民事訴訟第一審、法律で規定された事案に関する管轄権を有する。

(4) 軍法会議

「軍法会議は、憲法及びその他の法律によって設置され、国軍の軍人に対する裁判を行う」とのみ規定されている。

(5) 連邦憲法裁判所

連邦憲法裁判所は、長官を含む9名の構成員

から構成される。9名の内訳は、大統領が指名する3名、人民院の議長が指名する3名、民族院の議長が指名する3名であり、長官は大統領が指名する。これらの者は、連邦議会の承認を得て大統領が任命する。

連邦憲法裁判所の任務の概要は、以下のとおりである。①憲法の規定の解釈、②各立法機関が公布した法律の合憲性の審査、③各行政機関が実施した施策の合憲性の審査、④各行政区域における憲法上の紛争の解決、⑤各行政区域における権利及び義務に関する紛争の解決等。

7 国軍

第7章「国軍」では、わずか8か条ではあるが、国軍について規定した。国軍最高司令官の任命及び国防治安評議会の権限を含め、以下のような規定が置かれた。①国軍は、すべての国内的及び対外的な危機に対して連邦の防衛を主導する。②国軍は、国防治安評議会の承認により、連邦の治安及び国防において、国民全体の参加を管理する権限を有する。③国軍最高司令官は、国防治安評議会の提案及び承認により、大統領が任命する。④軍事裁判の判決において、国軍最高司令官の決定が確定決定となる。

8 市民並びに市民の基本的権利及び義務

第8章「市民並びに市民の基本的権利及び義務」では、ミャンマー連邦共和国の市民の権利及び義務を規定した。

(1) 市民

市民となる資格として、①ミャンマー連邦共和国の国民である両親から出生した者、又は②この憲法が施行される日に法律に従い市民である者と規定された。市民権、帰化及び市民権の取消しについては、法律で規定するとした。また、連邦は、市民に対して、人種、出生、宗教、公的立場、地位、文化、性別及び財産による差

別を行わないと規定した。

(2) 市民の基本的権利

以下の市民の基本的権利が、連邦の治安及び秩序の維持、地域社会の平和及び安寧、又は公の秩序及び道徳のために制定された法律に反しない限りにおいて保障される。表現の自由、集会の権利、結社の権利、居住の権利、財産の権利、通信の権利、コミュニケーションの権利、プライバシーの権利、奴隷の禁止、人身売買の禁止、信教の自由、教育を受ける権利、保健医療を受ける権利、経済活動の権利、裁判における抗弁権、24時間を超える拘留の禁止等。

信教の自由については、市民の大多数(ビルマ族を指すと思われる)が信仰している宗教としての仏教の特別な地位を認める一方で、キリスト教、イスラム教、ヒンドゥ教、アニミズムを宗教として認めた。これらの宗教は、主に少数民族が信仰している宗教である。

他方で、市民の基本的権利に対する制限も以下のように規定された。

強制労働については、犯罪に対する刑罰として、また公共の利益のために法律に従った労務である場合には、認められることになる。

信教の自由については、公共の福祉及び改革を目的とする法律を制定することを連邦に禁止するものではないとした。さらに、政治的目的のための宗教の乱用は禁じられ、当該の活動を罰するための法律が制定されるとした。

この章で保障された権利は、平和の達成及び治安の維持を目的とした国軍の任務を遂行するために、法律の制定を通して、制限されるか、又は取り消されることも規定された。

(3) 市民の義務

市民の義務として、まず、①連邦の分裂の阻止、②国民の結束の崩壊の阻止、③主権の保全が掲げられた。これら以外には、憲法の順守、

兵役の義務、公共の平和及び安定を保障する義務、近代的な先進国として成長するための義務、納税の義務等が規定された。

9 選挙

第9章「選挙」では、議会(連邦議会の人民院・民族院、管区議会、州議会)の議員の選挙について規定した。

有権者は、18歳以上の市民とした。少数民族については、居住する管区又は州の議会に対して自民族の代表議員を選出するための投票権が認められた。大統領直轄下となる連邦領に居住する有権者は、連邦議会の人民院及び民族院の議員のみを選出する権利を与えられた。

10 政党

第10章「政党」では、政党の活動及び禁止について規定した。

政党の活動として、①連邦の分裂の阻止、②国民の結束の崩壊の阻止、③主権の保全、④国家への忠誠、⑤真の規律ある複数政党制民主主義体制の実践等が規定された。一方で、反乱グループ、テロ組織、外国の政府、外国の宗教団体、並びに外国の結社及び個人との関係を有する場合、又は政治的目的のために宗教を乱用した場合は、政党の登録が取り消されるとした。

11 非常事態に関する規定

第11章「非常事態に関する規定」では、3つのレベルの非常事態における国軍最高司令官及び国防治安評議会の権限について規定した。

(1) 管区・州・連邦領・自己管理地域における行政機能麻痺の場合

管区、州、連邦領又は自己管理地域において行政機能が麻痺する状況に陥った場合、大統領は、国防治安評議会との調整の上で、非常事態を宣言することができる。この場合、大統領は、

当該地域において、自ら行政権を行使するか、又は適切な機関に対して行政権を委譲することができる。また、大統領は、行政上の事項に関する立法権を行使する権限を有する。

(2) 管区・州・連邦領・自己管理地域における国民に対する危険が発生した場合

管区、州、連邦領又は自己管理地域において国民の生命・財産等を危険にさらす状況が発生した場合、大統領は、国防治安評議会との調整の上で、非常事態を宣言することができる。国防治安評議会のすべての評議員が出席できない場合には、大統領は、同評議会評議員である国軍最高司令官、国軍副司令官、国防大臣及び内務大臣との調整によって、非常事態を宣言することができる。

この非常事態の場合、必要であれば、大統領は、軍事行政命令を宣言することができる。同命令により、当該地域における行政上の権限及び任務、司法上の権限及び任務は、国軍最高司令官に与えられる。国軍最高司令官は、同権限及び同任務を自身で行使するか、又は適切な軍事当局に対して委譲することができる。また、当該地域に居住する市民の基本的権利が制限されるか、又は停止される場合もある。

(3) 連邦の分裂・国民の結束の崩壊・主権の喪失の危険性が発生した場合

連邦の分裂、国民の結束の崩壊、主権の喪失の危険性が発生した場合、大統領は、国防治安評議会との調整の上で、非常事態を宣言することができる。この場合、非常事態が施行される地域は国全体であり、施行の期限が1年間であることが示される。

この非常事態の場合、大統領は、国軍最高司令官に対して、連邦の立法権、行政権及び司法権を委譲する。連邦の全権を委譲された国軍最高司令官は、立法権、行政権及び司法権を行使

する権限を有する。立法権は、国軍最高司令官自身によって、又は自身を含む機関によって行使することができる。行政権及び司法権は、適切な機関によって行使することができる。また、所要の地域に居住する市民の基本的権利が制限されるか、又は停止される場合もある。

非常事態の延長については、6か月の期限を2回延長することが可能である。すなわち、最初の非常事態宣言の日から2年間継続して施行されることが可能となる。この場合、国軍最高司令官による延長措置の要請が必要とされるが、延長を許可する手続は、①大統領が国防治安評議会との調整の後に許可する場合、及び②国防治安評議会が許可する場合がある。また、非常事態宣言の取消しの場合も、国軍最高司令官による報告の提出が必要とされるが、取消しの宣言には、①大統領が国防治安評議会との調整の後に行う場合、及び②国防治安評議会が行う場合がある。

(4) 非常事態の終結

大統領によって非常事態宣言が取り消された場合、立法機関の立法機能が回復し、新たな行政機関及び司法機関が組織される。

国防治安評議会によって非常事態宣言が取り消された場合、国防治安評議会に対して連邦の全権が委譲され、以下のことが行われる。

①議会が組織されるまで、立法権、行政権及び司法権を行使する、②新たな大統領が選出され連邦レベルの行政機関が組織されるまで、主権を行使する、③この場合、立法権は同評議会によって行使されるが、行政権及び司法権は、各行政レベルにおける適切な機関又は者に対して委譲することができる、④各行政レベルの行政機関及び選挙管理委員会を組織し、任務を割り当てる、⑤6か月以内に総選挙を実施する。

12 憲法改正

第12章「憲法改正」では、憲法改正の手続を規定した。

憲法の①連邦の基本原則、②国家の構成、③大統領・副大統領の資格・選出方法、④連邦議会の構成、⑤人民院の構成、⑥民族院の構成、⑦管区議会・州議会の構成、⑧連邦政府の構成、⑨国防治安評議会の構成、⑩管区政府・州政府の構成、⑪自己管理管区指導機関・自己管理区域指導機関の構成、⑫裁判所の構成、⑬連邦最高裁判所の設置、⑭管区高等裁判所・州高等裁判所の構成、⑮管区高等裁判所・州高等裁判所の監督下にある裁判所、⑯連邦憲法裁判所、⑰非常事態に関する規定、⑱憲法改正に関する規定を改正する場合は、連邦議会の議員総数の75%を超える賛成の後、国民投票による全有権者の過半数の賛成を必要とする。これ以外の条項の場合は、連邦議会の議員総数の75%を超える賛成により改正される。

III 国軍の政治的関与

2008年憲法は、国軍の政治的関与を保障する点で特徴的である。その概要を整理したい。

1 規律ある民主主義と国軍の役割

連邦の基本原則として、真の規律ある複数政党制民主主義体制の発展が掲げられるとともに、国軍が国家の国民政治の指導的役割に参画することを保障している。この「規律ある」(disciplined)の文言と国軍の政治的関与との関係が今後の情勢に対して、どのように適用されるかが注目される。

2 議会における軍人議員の割合

各議会において、国軍最高司令官が指名する軍人議員の議席が保障される。連邦レベルでは、人民院及び民族院それぞれの議席の25%、すなわち連邦議会の議席の25%が、管区議会・州議会においても、同様に25%の議席が保障されて

いる。自己管理管区指導機関・自己管理区域指導機関においては、最大で25%までの構成員数が保障されている。

憲法では、複数政党制民主主義体制が保障されているが、軍政が主導して1993年9月15日に結成された「連邦団結発展協会」(Union Solidarity and Development Association 以下「USDA」という)の「政党化」が行われた場合、各議会における公選議員の中の一定数が「国軍支持派」となる可能性は高い。

3 大統領の選出

大統領の資格要件として、軍事知識に精通していること、自身及び家族が外国の支配下にならないこと等が規定された。後者に関しては、亡夫がイギリス人であるアウンサンスーチー氏を排除する目的であるとも考えられるが、前者に関しては、大統領資格検査の際に、いかに適用されるかが注目される。

大統領の選出において、①連邦議会の人民院グループ、②連邦議会の民族院グループ、③連邦議会両院の軍人議員グループから、それぞれ副大統領が選出され、大統領選挙人団(連邦議会の総議員)によって、その中から大統領が選出される。USDAの政党化による連邦議会の中の国軍支持派議員の議席数にもよるが、大統領、2名の副大統領のうちの少なくとも1名は国軍関係者となることが想定できる。

4 重要閣僚と国防治安評議会

連邦大臣は大統領によって任命されるが、重要閣僚の国防大臣、内務大臣、国境大臣については国軍最高司令官の提出する名簿に従い任命されることになり、実質的には国軍関係者が任命される可能性が高いとみられる。この3閣僚は、非常事態時に強大な権限を有する国防治安評議会(11名で構成)の評議員となる。

5 国軍の独立性

強大な権限を有する国軍最高司令官は、国防治安評議会の提案及び承認により大統領が任命する。前述のように、国防治安評議会(11名)のうち最少でも6名は国軍関係者となると推測され、また大統領及び国軍最高司令官も同評議会の評議員である。すなわち、国軍の「意向」により国軍最高司令官が選出される可能性が高いといえる。さらに前述のように、国防相は、国軍最高司令官によって「事実上」任命されると考えられる。国軍の軍人に対する軍事法廷の判決においても、国軍最高司令官の決定が確定決定となる。

6 非常事態時における国軍最高司令官・国防治安評議会の権限

3つのレベルの非常事態の中で、特に連邦の分裂、国民の結束の崩壊、主権の喪失が発生する危険性を有する非常事態の際に、国軍最高司令官及び国防治安評議会(含大統領)に対して、大統領を上回る権限が付与される。

この非常事態の場合、大統領は、国軍最高司令官に対して、連邦の立法権、行政権及び司法権、すなわち全権を委譲する。非常事態の延長措置及び取消しの手続においても、大統領が国防治安評議会と調整する場合と、国防治安評議会が許可する場合とがある。

大統領ではなく国防治安評議会によって非常事態宣言が取り消された場合、国防治安評議会に対して連邦の全権が委譲され、新たな総選挙が実施され、新たな大統領が選出され、連邦レベルの行政機関が組織されるまで、国防治安評議会が主権を行使する。

7 憲法改正の可能性

憲法改正において、重要条項の場合は、連邦議会の議員総数の75%超の賛成及び国民投票による全有権者の過半数の賛成を必要とする。そ

れ以外の条項の場合は、国民投票における承認は必要としない。いずれの場合も、連邦議会の議員総数の75%超の賛成を必要とするが、軍人議員が議席の25%を占めていることから、国軍内部の対立が表面化しない限り、憲法の規定に従った憲法改正は、国軍の意向に反する形で行われることが事実上不可能となる。

おわりに

2008年5月の国民投票で「2008年憲法草案」が承認されたことで、同憲法は、2010年中に実施される予定である総選挙後に、連邦議会が招集された日に発効することになった。

同憲法の制定過程については、内政不干涉原則を考慮した上でも、①1990年5月に実施された総選挙の結果が軍政により無視され続けてきたこと、②2004年5月に再開された制憲国民会議における審議が不透明であったこと、③2007年12月から開始された憲法起草会議による憲法起草作業が2か月半で終了したこと、④サイクロン被害の救済を優先すべきであるとして国際社会が国民投票の延期を訴える中で国民投票を実施したこと、⑤国民投票の実施に際して国際的な監視が行われなかったことなど、いくつかの問題点が指摘できるであろう。

同憲法の内容については、これまでに述べてきたように、国軍の政治的関与が保障されていることで、軍政の恒久化が図られる可能性は否定できないであろう。

国民投票によって2008年憲法が承認されたことで、2003年8月に公表された「民主化のための7段階のロードマップ」(前掲)の第4段階が達成されたものとしてとらえても、今後は、残りの3段階、すなわち、⑤自由で公正な選挙の実施、⑥議会の開催、⑦近代的で発展した民主的な国家の建設の実現に向けた動向に注視しなければならない。

注

*インターネット情報はすべて2009年3月31日現在である。

- (1) 「各国・地域情勢：ミャンマー連邦」日本外務省サイト<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/data.html>>
- (2) “Union of Myanmar Commission for Holding the Referendum Announcement No.10/2008, 11th Waxing of Kason 1370 ME (15 May 2008).” ミャンマー外務省サイト<http://missions.itu.int/~myanmar/statement&speech/No%2010_2008%20Announcement%20for%20referendum.htm>
- (3) “Union of Myanmar Commission for Holding the Referendum Announcement No.11/2008, 7th Waning of Kason 1370 ME (26 May 2008).” ミャンマー外務省サイト<[http://www.mofa.gov.mm/news/Announcements/26may08\(2\).html](http://www.mofa.gov.mm/news/Announcements/26may08(2).html)>; “Over 92 percent in remaining Tps cast “Yes” vote,” *The New Light of Myanmar* (国営英字紙), 2008.5.27. Permanent Mission of the Union of Myanmar to the United Nations and Other International Organizations in Geneva, Switzerland (以下「Permanent Mission」という)サイト<http://mission.itu.ch/MISSIONS/Myanmar/statement&speech/Announcement%20No.%2011and%2012_2008.pdf>
- (4) “Union of Myanmar Commission for Holding the Referendum Announcement No.12/2008, 7th Waning of Kason 1370 ME (26 May 2008).” ミャンマー外務省サイト<<http://www.mofa.gov.mm/news/Announcements/26may08.html>>; “92.48 percent approve Constitution,” *The New Light of Myanmar*, 2008.5.27. Permanent Missionサイト<http://mission.itu.ch/MISSIONS/Myanmar/statement&speech/Announcement%20No.%2011and%2012_2008.pdf>
- (5) “The Constitution of the Socialist Republic of the Union of Burma 1974.” Thailand Law Forum サイト<<http://www.thailawforum.com/database1/constmyanmar.html>>; 「ミャンマー連邦:ビルマ連邦社会主義共和国憲法」萩野芳夫ほか編『アジア憲法集(第2版)』

- 明石書店, 2007, pp.497-530.
- (6) *Constitution of the Republic of the Union of Myanmar 2008*, Ministry of Information, the Union of Myanmar, 2008.9. 以下のサイトからPDFファイルを取得できる。Online Burma/Myanmar Library サイト <http://www.burmalibrary.org/docs5/Myanmar_Constitution-2008-en.pdf>; scribd サイト <<http://www.scribd.com/doc/7694880/Myanmar-Constitution-2008-English-version>>
- (7) Prof. Dr. Dr. h.c. Rudiger Wolfrum, Director Dr. Rainer Grote, LL. M., Senior Research Fellow, Max Planck Institute for Comparative Public Law and International Law, Heidelberg General Editors, Gisbert H. Flanz Editor Emeritus, “The constitution of the Republic of the Union of Myanmar,” *Constitutions of the Countries of the World*, Oceana, New York, 2009.2.
- (8) 「ビルマ」(Burma)は口語表現であり、「ミャンマー」(Myanmar)は文語表現である。歴史的に両者とも同一の民族(ビルマ族=ミャンマー族)の名称として使用されてきた。
- (9) 「国家法秩序回復評議会による地名・民族名変更発表(1989年6月18日)」『アジア動向年報1990』アジア経済研究所, 1990, p.509. 例えば、地名では、ラングーン(Rangoon)からヤンゴン(Yangon)に、民族名では、カレン(Karen)からカイン(Kayin)に、河川名では、イラワジ(Irawaddy)からエーヤワディ(Ayeyarwady)に、それぞれ英語発音表記からビルマ語(ミャンマー語)発音表記に改称された。
- (10) アウンサンスーチーの自宅軟禁期間は以下のとおりである。1989年7月20日～1995年7月10日、2000年9月21日～2002年5月6日、2003年9月26日(拘束は2003年5月30日)～現在(予定では、2009年11月27日まで)。この間、1991年12月10日、ノーベル平和賞を受賞した(授賞式には欠席)。本稿脱稿後、2009年5月14日、アウンサンスーチーは、米国人男性を自宅に滞在させたとして国家防衛法違反で刑事訴追され、逮捕・拘束された。同罪による裁判は5月18日から開始され、8月11日の判決公判で禁固3年の実刑判決が下された。同日、軍政により1年6か月の自宅軟禁への減刑が下された。
- (11) 「総選挙結果(1990年5月27日実施)」『アジア動向年報1991』アジア経済研究所, 1991, pp.499-500.
- (12) “The Principles laid down to serve as bases in prescribing State Fundamental Principle,” 1993.9.16. Online Burma/Myanmar Library サイト <<http://www.burmalibrary.org/docs/104principles-NLMb.htm>>; 「国家の基本原則の要旨」『アジア動向年報1993』アジア経済研究所, 1994, pp.440-442. 両者の出所は、*The New Light of Myanmar*, 1993.9.17.
- (13) “Speech by Excellency General Khin Nyunt, Prime Minister of the Union of Myanmar on the Developments and Progressive Changes in Myanmar Naing-ngan, 30th, August 2003.” 駐米ミャンマー大使館サイト <http://www.mewashingtondc.com/Prime_Minister_General_Khin_Nyunt_Speech_30August2003.htm>
- (14) “The Fundamental Principles and Detailed Basic Principles” Online Burma/Myanmar Library サイト <<http://burmalibrary.org/docs4/DBP-KKH.pdf>>
- (15) “Union of Myanmar State Peace and Development Council (Announcement No.2/2007) 7th Waxing of Thadingyut 1369 Me (18 October 2007.” Asia-Pacific People’s partnership on Burma サイト <<http://appartnership.googlepages.com/newlightofmyanmaroctober19,2007>>. 出所は、*The New Light of Myanmar*, 2007.10.19.
- (16) “Statement by His Excellency U Wunna Maung Lwin, Ambassador/Permanent Representative of the Union of Myanmar in response to the report of the Special Rapporteur Professor Pinheiro,” 2008.3.13. Permanent Mission サイト <http://mission.itu.ch/MISSIONS/Myanmar/pressrelease_PMGeV/7th%20Session%20HRC%20statement%2013%20Mar%202008.htm>
- (17) “Union of Myanmar State Peace and Development Council (Announcement No.1/2008),” 2008.2.9. Permanent Mission サイト <http://mission.itu.ch/MISSIONS/Myanmar/pressrelease_PMGeV/Mission%20Press

%20Release%20No.%201_13%20Feb%2008.pdf>

(18) “Union of Myanmar State Peace and Development Council (Announcement No.2/2008),” 2008.2.9. Permanent Mission サイト <http://mission.itu.ch/MISSIONS/Myanmar/pressrelease_PMGeV/Mission%20Press%20Release%20No.%201_13%20Feb%2008.pdf>

(19) “The Referendum Law for the Approval of the Draft Constitution of the Republic of the Union of Myanmar.” 同法の英文テキストは以下に掲載されている。*The New Light of Myanmar*, 2008.2.28. Permanent Mission サイト <http://mission.itu.ch/MISSIONS/Myanmar/pressrelease_PMGeV/Referendum%20Law%202008%20feb%2028.pdf>

(20) “State Peace and Development Council Declaration No.3/2008, the 5th Waning Tabodwe, 1369 ME (26th February 2008).” 同布告の英文テキストは以下に掲載されている。*The New Light of Myanmar*, 2008.2.28. Permanent Mission サイト <http://mission.itu.ch/MISSIONS/Myanmar/pressrelease_PMGeV/Referendum%20Law%202008%20feb%2028.pdf>

(21) “Union of Myanmar State Peace and Development Council (Announcement No.7/2008) the 10th Waning Day of Kason, 1370 ME (29th May 2008).” 同布告の英文テキストは以下に掲載されている。“Myanmar ratifies and promulgates Constitution,” *The New Light of Myanmar*, 2008.5.30. Permanent Mission サイト <http://mission.itu.ch/MISSIONS/Myanmar/statement&speech/30%20May_Announcement%20No.%207_2008.pdf>

(22) 国民政治 (National politics) は政党政治 (Party politics) に優越する概念として使用される。

(23) これまでは、「管区」(Divisions)であったが、「管区」(Regions)として同じ日本語表記とした。

(24) 第15章「一般規定」の中の「別表1(連邦の立法リスト)」において、次の11部門の立法リストが掲載されている。(1)連邦の防衛及び治安部門の7件、(2)外交部門の7件、(3)財政及び計画部門の20件、(4)経済部門の7件、(5)農業及び畜産業部門の12件、(6)

エネルギー、電力、鉱業及び林業部門の7件、(7)工業部門の6件、(8)運輸、コミュニケーション及び建設部門の14件、(9)社会部門の21件、(10)行政管理部門の11件、(11)司法部門の11件、合計123件。

(25) 第15章「一般規定」の中の「別表2(管区又は州の立法リスト)」において、次の部門の立法リストが掲載されている。(1)財政及び計画部門の11件、(2)経済部門の3件、(3)農業及び畜産業部門の7件、(4)エネルギー、電力、鉱業及び林業部門の5件、(5)工業部門の2件、(6)運輸、コミュニケーション及び建設部門の3件、(7)社会部門の7件、(8)行政管理部門の3件、合計41件。

(26) 第15章「一般規定」の中の「別表3(自己管理管区又は自己管理区域の指導機関の立法リスト)」において、次の10件の立法リストが掲載されている。(1)都市及び農村計画、(2)道路及び橋の建設及び管理、(3)公衆衛生、(4)開発問題、(5)火災危険の予防、(6)牧草地の管理、(7)森林の保護及び保全、(8)連邦によって公布された法律に従う自然環境の保全、(9)町及び村における水及び電気問題、(10)町及び村の市場問題。

(27) 第15章「一般規定」の中の「別表5(管区又は州によって徴収される税)」において、次に掲げる19の税が掲載されている。(1)土地収益、(2)物品税収入、(3)管区又は州が管理するダム及び貯水池に基づく水税及護岸税並びに管区又は州が管理する施設で発電した電力の使用に関する税、(4)管区又は州が管理する道路及び橋の利用から発生する通行料金、(5)(a)淡水漁業からのロイヤリティー、(b)領海の許可区域内の海洋漁業からのロイヤリティー、(6)管区又は州において、法律に従い、道路輸送の車両及び内国の水路輸送の船舶に対して徴収する税、(7)管区又は州の所有する財産から生じる売上、賃貸料及びその他の収益、(8)管区又は州のサービス事業に支払う料金、税及びその他の収入、(9)管区高等裁判所又は州高等裁判所を含む管区又は州にある裁判所が課す罰金、並びにサービス提供から得られる税及びその他の収入、(10)管区又は州が支払う利子、(11)

管区又は州の投資から還元される利潤、(12)管区又は州の森林からの、次に掲げる品目の採取に対して徴収する税、(a)チーク材及びその他の制限硬質材を除くすべての材木に対して徴収する税、(b)薪、木炭、籐、竹、鳥の巣、カモジグサ、タナカ(thanetkha)、テレピン、沈香材及び蜂蜜原料製品に対して徴収する税、(13)登録料、(14)乗車税、(15)塩税、(16)連邦基金会計から受け取る歳入、(17)関係する管区又は州の開発事業機関からの寄付、(18)所有者不明の現金及び財産、(19)埋蔵物。

参考文献(注で掲げたものは除く)

- ・伊野憲治「新憲法とミャンマー政治のゆくえ」『アジア研ワールド・トレンド』No.155, 2008.8, pp.4-9.
- ・工藤年博「2008年のミャンマー：未曾有のサイクロン被害と国民投票」『アジア動向年報2009』アジア経済研究所, 2009, pp.410-432.
- ・田辺寿夫・根本敬『ビルマ軍事政権とアウンサンスーチー』(角川oneテーマ21) 角川書店, 2003.

(えんどう さとし・前海外立法情報課非常勤調査員)
(本稿は筆者が在職中に執筆したものである。)

ミャンマー連邦共和国憲法（抄訳・前編）

Constitution of the Republic of the Union of Myanmar

(2008年制定)

遠藤 聡 訳

【目次】

前文

第1章 連邦の基本原則

第2章 国家の構成

第3章 国家元首

第4章 立法機関

第5章 行政

第6章 司法

第7章 国軍

第8章 市民並びに市民の基本的権利及び義務

第9章 選挙

第10章 政党

第11章 非常事態に関する規定

第12章 憲法改正

第13章 国旗、国章、国歌及び首都

第14章 移行規定

第15章 一般規定

*本号では、前文、第1章、第2章及び第3章の全訳を掲載する。第4章から第15章の抄訳については、次号に掲載する。

前文

ミャンマーは、壮大な歴史的伝統を有する1つの国家である。我々、国民は、結束と統一をもって暮らし、独立した主権国家を築き、誇りをもち気高く生きてきた。

植民地支配により、国家は、1885年に主権を失った。国民は、一致団結し、生命を犠牲にしつつ、反植民地闘争及び民族解放闘争を始め、1948年1月4日、国家は、ふたたび独立した主

権国家となった。

速やかに独立を獲得するために、直ちに憲法が起草され、同草案は、1947年9月24日、憲法制定議会によって採択された。独立を達成した後、ミャンマー連邦憲法に従い、国家は議会制民主主義体制を実践した。しかし、民主主義体制が効果的に実現されなかったため、一党制に基づく新たなミャンマー連邦社会主義共和国憲法が起草され、国民投票の結果、1974年、社会主義国が成立した。同憲法は、1988年に発生した全般的情勢のため廃止された。

後に、国民の強い願望によって、国家平和発展評議会は、国家の状況を踏まえた複数政党制民主主義体制及び市場経済を採用することに取り組んだ。

長期に及ぶ利益を保障し、将来の国民にとって不可欠な要素となる不朽の憲法が必要とされるようになったので、国家平和発展評議会は、1993年に国民会議を招集した。

政治、治安、行政、経済、社会及び法律の様々な分野において十分な経験を有する者並びに国のすべての郡の諸民族の代表者たちが国民会議に参加した。

多くの困難及び妨害に直面したにもかかわらず、国民会議は、2003年に採択された7段階のロードマップに従い、2004年にためらうことなく再招集された。国民会議は、憲法制定の基本原則及び詳細な基礎的原則を採択し、2007年9月3日、成功裏に閉会した。

我々、国民は、国民会議によって策定された基本原則及び詳細な基礎的原則に従い、このミャンマー連邦共和国憲法を起草した。

我々、国民は、我々が、

連邦の分裂を認めないこと、国民の結束の崩壊を認めないこと、及び主権の保全という方針を断固として固守することを、

不変原則、すなわち公正、自由、平等並びに国民の平和及び繁栄の永続化をさらに発展させることに妥協することなく取り組むことを、

真の愛国心からなる確固たる連邦精神を促進することで、変わることなく結束して暮らし、民族的平等を支持することを、

国家間の関係において世界の平和及び友好関係を維持することを目的として、国家間における平和共存の原則を支持することに絶えず努力することを

堅く決意する。

よって、ここに、ミャンマー歴(M.E.) 1370年カソン月黒分(Kasone Waning)^(注1)の10番目の日(西暦2008年5月29日)において、全国的な国民投票を経たこのミャンマー連邦共和国憲法を採択する。

第1章 連邦の基本原則

ミャンマー連邦共和国

第1条 ミャンマーは、独立した主権国家である。

第2条 国家は、ミャンマー連邦共和国と呼ばれる。

第3条 国家は、多民族が共同して暮らす場である。

第4条 連邦の主権は、市民に由来し、国全域において効力を有する。

第5条 国家の領域は、この憲法が採択された日に領域として構成された領土、領海及び領空からなる。

基本原則

第6条 連邦の一貫した方針は、次のものである。

(a) 連邦の分裂を認めないこと。

(b) 国民の結束を崩壊させないこと。

(c) 主権の保全。

(d) 真の規律ある複数政党制民主主義体制を発展させること。

(e) 連邦における公正、自由及び平等の不変原則を強化すること。

(f) 国軍が国家の国民政治の指導的役割に参画することを可能とすること。

第7条 連邦は、真の規律ある複数政党制民主主義体制を実践する。

第8条 連邦は、連邦制によって構成される。

第9条

(a) 現行の7つの管区は7つの管区として設置され、現行の7つの州は7つの州として設置される。これら7つの管区及び7つの州は、同等の地位を有する。

(b) これら7つの管区及び7つの州の名称は、現行の名称を引き継ぐ。

(c) 管区又は州の名称を変更したいとする要望があった場合、当該の管区又は州に居住する市民の要望を確認した後、法の施行によってなされる。

第10条 連邦を構成する領域である管区、州、連邦領及び自己管理地域は、連邦から離脱してはならない。

第11条

(a) 主権の3部門、すなわち立法権、行政権及び司法権は、可能な範囲で分離され、それぞれの間で相互の監視、抑制及び均衡を図る。

(b) 主権の3部門は、連邦、管区、州及び自己管理地域の間においても分離され、分担される。

第12条

(a) 連邦の立法権は、連邦議会(the Pyidaungsu Hluttaw)、管区議会(Region Hluttaws)及び州議会(State Hluttaws)の間で分担される。この憲法で定める立法権は、自己管理地域

も分担する。

- (b) 連邦議会は、郡及び人口に基づいて選出される院、並びに管区及び州から同数選出される議員からなる院の2つの院から構成される。

第13条 7つの管区にはそれぞれ管区議会が、7つの州にはそれぞれ州議会が置かれる。

第14条 連邦議会、管区議会及び州議会は、この憲法で定めた人数に従い、国軍最高司令官が指名する議員としての国軍の軍人を含む。

第15条 相応の人口を擁する少数民族については、少数民族代表議員は、当該の管区又は州、及び自己管理地域において、立法機関に参加する権利を有する。

第16条 連邦の元首及び連邦の行政府の長は、大統領とする。

第17条

- (a) 行政権は、連邦、管区及び州の間で分担される。自己管理権 (Self-Administrative power) は、この憲法で定める自己管理地域の間で分担される。
- (b) 連邦、管区、州、連邦領、自己管理地域及び県の行政には、防衛、治安、国境管理及びその他の責務を担うため、国軍最高司令官が指名する国軍の軍人が含まれる。
- (c) 第15条に従い、管区、州又は自己管理地域の立法機関に参加が許された代表議員を擁する少数民族については、当該代表議員は、自身の少数民族問題の取り扱いに主として参加することができる。

第18条

- (a) 連邦の司法権は、連邦最高裁判所、管区高等裁判所、州高等裁判所及び自己管理地域の裁判所を含めた異なる行政区の裁判所の間で分担される。
- (b) 連邦最高裁判所は1つ設置される。連邦最高裁判所は、共和国の最上位の裁判所となる。

(c) 連邦最高裁判所は、令状を発行する権限を有する。

(d) 管区又は州の高等裁判所は、各管区又は各州に置かれる。

第19条 次に掲げるものは、司法原則として規定される。

- (a) 法律に従い独立して裁判を行うこと。
- (b) 法律に別段の定めがある場合を除き、公開の法廷において裁判を行うこと。
- (c) すべての裁判において、法の下での抗弁権及び控訴権を保障すること。

第20条

- (a) 国軍は、強力な、有能な、及び近代的な唯一の愛国的な国防勢力である。
- (b) 国軍は、武力に関するすべての問題を単独で処理し解決する権利を有する。
- (c) 国軍最高司令官は、すべての武装勢力の最高司令官となる。
- (d) 国軍は、連邦内の治安及び防衛に関して、すべての国民を参加させる権利を有する。
- (e) 国軍は、連邦の分裂を防ぎ、国民の結束の崩壊を防ぎ、及び主権の保全を守る主たる責任を負う。
- (f) 国軍は、憲法を擁護する主たる責任を負う。

第21条

- (a) すべての市民は、この憲法で定める平等の権利、自由の権利及び裁判の権利を享受する。
- (b) 市民は、裁判所の許可なくして24時間を超えて拘留されることはない。
- (c) すべての市民は、治安、静穏並びに法及び秩序の維持に対して責任を負う。
- (d) 市民の自由、権利、利益、責任及びそれらの制限を実効あるものとし、確固たるものとし、及び完全なものとするために必要な法律が制定される。

第22条 連邦は、次のことを支援する。

- (a) 諸民族の言語、文学、芸術及び文化を發展させること。
- (b) 諸民族の間の結束、相互の友好及び敬意並びに相互の協力を促進させること。
- (c) 低開発の民族の教育、保健、経済、運輸、コミュニケーション及びその他を含めた社会・経済開発を促進させること。

第23条 連邦は、

- (a) 農民の権利を保護するために必要な法律を制定し、
- (b) 農作物の公正な価格が得られるように農民を支援する。

第24条 連邦は、労働者の権利を保護するために必要な法律を制定する。

第25条 連邦は、知識人及び知識人階層の利益を促進することを支援する。

第26条

- (a) 公務員は、政党政治と無関係でなければならない。
- (b) 連邦は、食料、衣服及び住居の保障並びに充足のために、在職中の既婚女性が出産助成金を得るために、並びに退職者の福祉を目的とし生計を補助するために、公務員に対する必要な法律を制定する。

第27条 連邦は、国民文化の發展、強化及び保護を支援する。

第28条 連邦は、

- (a) 国民の教育及び保健を向上させるために真摯に取り組み、
- (b) 自身の教育及び保健に関する問題に国民を参加させるために必要な法律を制定し、
- (c) 自由で義務的な初等教育制度を実施し、
- (d) 国家の建設に貢献する総合的で正しい思考及び善良で道徳的な人格を涵養する近代的教育制度を実施する。

第29条 連邦は、手作業から機械化農業への転換を目的として、可能な範囲で、技術、投資、機械、原材料等の投入を提供する。

第30条 連邦は、工業の開発を目的として、可能な範囲で、技術、投資、機械、原材料等の投入を提供する。

第31条 連邦は、可能な範囲で、国民の間の失業を低減するための支援を行う。

第32条 連邦は、

- (a) 母子、孤児、国軍の戦没軍人の子、高齢者及び障害者を保護し、
- (b) 障害をもつ退役軍人に対する一定水準の生活及び無料の職業訓練を保障する。

第33条 連邦は、若者が、強力で活力のある愛国心及び正しい考え方をもつように、並びに5つの高潔な力(the five noble strengths)^(注2)を發展させるように尽力する。

第34条 すべての市民は、公共の秩序、道徳又は保健、及びこの憲法のその他の規定に従い、良心の自由、及び宗教を自由に信仰し実践する権利を等しく与えられる。

第35条 連邦の経済体制は、市場経済体制とする。

第36条 連邦は、

- (a) 国家、地方機関、協同事業、合併事業、私人及びその他すべての経済勢力が国家経済の開発のための経済活動に参加できるようにし、
- (b) 経済活動における公正な競争を妨げる目的を有する個人又は集団による独占又は価格操作を通じた公共の利益を損なう活動を防御し、阻止し、
- (c) 国民の生活水準の向上及び投資の發展に努め、
- (d) 経済事業体を国営化せず、
- (e) 流通している合法の通貨を廃貨にしない。

第37条 連邦は、

- (a) 連邦のすべての領土、並びに地上及び地下、水上及び水中並びに大気圏にある天然資源の最終的な所有者となり、
- (b) 経済勢力による国有の天然資源の採取及

び利用を管理するために必要な法律を制定し、
(c) 法律に従い、私的所有に関する市民の権利、相続の権利並びに私人の発案及び特許に関する権利を認める。

第38条

- (a) すべての市民は、法律に従い、選挙権及び被選挙権を有する。
- (b) 当該の有権者は、この憲法の規定に従い、選出された国民の代表をリコールする権利を有する。

第39条 連邦は、真の規律ある複数政党制民主主義体制を發展させることを目的として、政党を組織的に結成するために必要な法律を制定する。

第40条

- (a) 管区、州又は自己管理地域において、憲法の規定に従った行政機能を実行することができなくなったことによるものとみなされる非常事態が発生した場合、大統領は、当該の管区、州又は自己管理地域において行政権を行使する権限を与えられ、必要である場合は、大統領は、この憲法の規定に従い、当該の管区、州又は自己管理地域において立法権を行使する権限を与えられる。
- (b) 管区、州又は自己管理地域において、国民の生命及び財産を脅かす非常事態が発生するか、又は発生する十分な理由がある場合、国軍は、この憲法に規定に従い、当該の危険を防止し、保護を提供する権利を有する。
- (c) 暴動又は暴力等の不正で強制的な手段によって、連邦の分裂、国民の結束の崩壊及び主権の喪失を引き起こすか、又はそれらを企てたことによる非常事態が発生した場合、国軍最高指令官は、この憲法の規定に従い、国家主権を継承し、行使する権利を有する。

第41条 連邦は、世界平和及び各諸国との友

好的関係を目的とする独立した、活動的な、及び非同盟の外交政策を実行し、各諸国との間の平和共存原則を支持する。

第42条

- (a) 連邦は、いかなる国に対しても侵略を行わない。
- (b) 外国の軍隊は、連邦の領域内において配備することを許されない。

第43条 遡及的効力を規定する刑法は、制定されない。

第44条 人間の尊厳を侵害する罰則は、規定されない。

第45条 連邦は、自然環境を保護し、保全する。

第46条 憲法裁判所は、憲法の規定を解釈し、連邦議会、管区議会及び州議会が制定した法律並びに連邦、管区、州及び自己管理地域における行政機関の職務が憲法に一致しているかを審査し、連邦と管区との間の、連邦と州との間の、管区との間の、州の間の、管区又は州と自己管理地域との間の、及び自己管理地域との間の憲法に関する紛争を解決し、並びにこの憲法で規定されたその他の任務を遂行するために設置される。

第47条 本章「基本原則」及び第8章「市民並びに市民の基本的権利及び義務」において、「連邦」の用語は、文脈に応じて、この憲法の下で連邦の立法上の権限又は行政上の権限を行使する個人又は機関を指す。

第48条 連邦の基本原則は、立法機関による法律の制定、並びにこの憲法及びその他の法律の規定の解釈における指針となる。

第2章 国家の構成

第49条 連邦は、次に掲げる7つの管区、7つの州及び連邦領に区分けされ構成される

- (a) カチン (Kachin) 州
- (b) カヤー (Kayah) 州

- (c) カイン(Kayin)州
- (d) チン(Chin)州
- (e) サガイン(Sagaing)管区
- (f) タニンダーリ(Taninthayi)管区
- (g) バゴー(Bago)管区
- (h) マグウェ(Magway)管区
- (i) マンダレー(Mandalay)管区
- (j) モン(Mon)州
- (k) ラカイン(Rakhine)州
- (l) ヤンゴン(Yangon)管区
- (m) シャン(Shan)州
- (n) エーヤワディ(Ayeyawady)管区
- (o) 連邦領

第50条

- (a) 連邦領として規定される連邦の首都であるネーピードー(Nay Pyi Taw)は、大統領の直轄統治下となる。
- (b) 国防、治安、統治、経済及びその他に関する特別な状況を有する地域を設置する必要がある場合、当該地域は、法律の制定の後、大統領の直轄統治下にある連邦領として規定される。

第51条 連邦は、次のように構成される。

- (a) 村は、村落区として編成される。
- (b) 区は、町又は郡として編成される。
- (c) 村落区、及び区又は町は、郡として編成される。
- (d) 郡は、県として編成される。
- (e) 県は、管区又は州として編成される。
- (f) 自己管理区域の中の郡は、自己管理区域として編成される。
- (g) 自己管理管区の中の郡は、県として編成され、当該の県は自己管理管区として編成される。
- (h) 管区又は州の中に自己管理区域又は自己管理管区がある場合、当該の自己管理管区、自己管理区域及び県は、管区又は州として編成される。

- (i) 管区、州及び連邦領は、共和国として編成される。

第52条

- (a) 連邦の境界を再画定する必要がある場合、大統領は、はじめに連邦議会の長に対して通告し、連邦議会の意見を求める。
- (b) 連邦議会の長は、大統領の通告を受け取った後、次の方法で、連邦議会の議員の意見を得る。
 - (i) 管区及び州から同数選出された連邦議会の議員総数の過半数の賛成票。
 - (ii) 郡及び人口に基づいて選出された連邦議会の議員総数の過半数の賛成票。
 - (iii) 当該の境界に関わる管区又は州から選出された両院の議員総数の過半数の賛成票。
- (c) 連邦議会の長は、前記の賛成票を得た後、必要に応じて、連邦の境界を再画定することに関して大統領に報告することができる。
- (d) 前記の手續に従い、連邦議会のいずれかの院又は当該の境界に関わる管区若しくは州から選出された議員が再画定に反対する決定をした場合、連邦議会の意見は得られたものとする。連邦議会の議員総数の4分の3以上の賛成票が投じられた場合、連邦議会の長は、必要に応じて、境界の再画定について大統領に報告することができる。
- (e) 大統領は、連邦議会の意見を得た後、必要に応じて、連邦の境界を再画定するための必要な手續をとることができる。

第53条

- (a) 管区又は州の境界の再画定を行う原因が生じた場合、当該の郡に居住する有権者の事前の同意が得られなければならない。
- (b) 同意を得るに当たり、当該の郡に居住する有権者総数の過半数の賛成票が得られない場合には、いかなる境界の再画定も実施

しないものとする。

- (c) 当該の郡に居住する被選資格を有する有権者総数の過半数が境界の再画定の賛成票を投じた場合、当該の境界に関わる管区又は州から選出された連邦議会の議員の同意が得られたものとする。
- (d) 大統領は、当該の管区又は州から選出された連邦議会の議員の4分の3以上の賛成票を得た後、連邦議会の同意に基づき、当該の管区又は州の境界を再画定する。
- (e) 当該の管区議会又は州議会が境界の再画定に反対する決定をした場合、連邦議会の決議が得られたものとする。
- (f) 境界の再画定に対する連邦議会の議員総数の4分の3以上の賛成があった場合、大統領は、必要に応じて、管区又は州の境界を再画定することができる。

第54条 当該の管区、州、自己管理管区又は自己管理区域における村、村落区、区、町、郡、県の境界の変更若しくは形成又は名称の変更を行う状況が生じた場合、大統領は、当該の管区又は州の首相の勧告に基づいて必要な行動をとる。

第55条 自己管理管区又は自己管理区域の名称を変更する要望がある場合、管区又は州の名称変更の場合と同様の手続が適用される。

第56条 自己管理管区及び自己管理区域は、次のように画定される。

- (a) サガイン管区のレーシー (Leshi)、ラヘー (Lahe) 及びナムユン (Namyun) の郡は、ナーガ (Naga) 自己管理区域として編成される。
- (b) シャン州のユワンガン (Ywangan) 及びピンダヤ (Pindaya) の郡は、ダヌ (Danu) 自己管理区域として編成される。
- (c) シャン州のホーポウン (HoPong)、シーサイン (HsiHseng) 及びピンラウン (Pinlaung) の郡は、パオ (Pa-O) 自己管理区域として編成される。

(d) シャン州のナンサン (Namhsan) 及びマントン (Manton) の郡は、パラウン (Pa Laung) 自己管理区域として編成される。

(e) シャン州のコンチャン (Konkyan) 及びラウッカイ (Laukkai) の郡は、コーカン (Kokang) 自己管理区域として編成される。

(f) シャン州の6郡、すなわちホーパン (Hopang)、モンマ (Mongma)、パンワイ (Panwai)、ナーパン (Nahpan)、メツマン (Metman) 及びパンサン (Pangsang (パンカン (Pankham))) は、ワ (Wa) 自己管理管区となる2つの県として編成される。

第3章 国家元首

大統領及び副大統領

第57条 大統領及び副大統領は、連邦を代表する。

第58条 ミャンマー連邦共和国の大統領は、ミャンマー連邦共和国全域にわたり、他のすべての者に優越する。

第59条 大統領及び副大統領の資格は、次に掲げるものとする。

- (a) 連邦に対して忠誠を誓い、連邦の市民である。
- (b) 連邦の管轄下にある領域において出生した両親から出生したミャンマーの市民であり、及びミャンマー国民である。
- (c) 選挙された者であり、少なくとも45歳に達している者である。
- (d) 連邦の政治的、行政的、経済的及び軍事的な問題に十分に精通している。
- (e) 大統領として自身が選出されるまでに、少なくとも20年以上にわたり連邦内に継続して居住している者である。ただし、連邦が認める外国に滞在した公式の期間は、連邦内の居住期間に算入する。
- (f) 自身、両親の一方、配偶者、又は嫡出子

の1人若しくはその配偶者のいずれも、外国勢力に対して忠誠を誓う義務を負わないか、外国勢力の支配下にないか、又は外国の市民でない。ここに掲げた者が、外国政府の構成員又は外国の市民としての権利及び特権を享受する資格を与えられていない。

- (g) 大統領として規定された資格に加えて、議会の選挙に立候補するために規定された資格を有していなければならない。

第60条

- (a) 大統領は、大統領選挙人団によって選出される。
- (b) 大統領選挙人団は、次に掲げる連邦議会における3つのグループから構成される。
- (i) 管区及び州から同数選出される連邦議会の議員から構成されるグループ
- (ii) 郡及び人口に基づいて選出される連邦議会の議員から構成されるグループ
- (iii) 前記の2つの院において国軍最高司令官によって指名された軍人議員から構成されるグループ
- (c) それぞれのグループが、連邦議会の議員の中からか、又は連邦議会の議員以外の者の中から、1名の副大統領を選出する。
- (d) 連邦議会及び両院の長及び副長から構成される機関は、副大統領が大統領として規定された資格を有するか審査する。
- (e) 連邦議会のすべての議員から構成される大統領選挙人団は、大統領候補者である3名の副大統領の中の1名を投票により大統領として選出する。
- (f) 大統領及び副大統領の選出に関する必要な法律が制定される。

第61条

- (a) 大統領又は副大統領の任期は、5年とする。
- (b) 現職者の任期の満了の後、大統領及び副大統領は、新たな大統領が正式に選出されるときまで、その任務を継続して遂行する。

(c) 大統領及び副大統領は、2期を超えて務めることはできない。

(d) 大統領又は副大統領として従事する暫定期間は、1回の任期に含まない。

(e) 何らかの理由で大統領又は副大統領の欠員が補充された場合、新たな大統領又は副大統領の任期は、前職の任期の満了の日に終了する。

第62条 大統領又は副大統領は、いずれの議会の議員であってもならない。

第63条 大統領又は副大統領が議会の議員であった場合、当該の者は、選出された日より議会の議席を辞職したものとみなされ、大統領又は副大統領が公務員であった場合、選出された日より官職を辞職したか、又は退職したものとみなされる。

第64条 大統領又は副大統領が政党の党員であった場合、選出された日より在任期間の間、政党活動に参加してはならない。

第65条 大統領又は副大統領は、次のように宣誓を行う。「私、(名前)は、ミャンマー連邦共和国及び市民に対して忠誠を誓い、いかなるときも連邦の分裂の阻止、国民の結束の崩壊の阻止及び主権の保全を尊重することを厳粛に、誠実に約束し、ここに宣言する。私は、憲法及び憲法の下法律を支持し、順守する。私は、公正、自由及び平等の不変原則を発展させるために、私の最上の能力及び努力をもって真摯に職責を遂行する。私は、ミャンマー連邦共和国への奉仕のために自身を捧げる。」

第66条 大統領又は副大統領は、この憲法及びその他の法律によって与えられた任務及び権限を行使する。

第67条 大統領及び副大統領は、報酬を得る他のいかなる職業及び地位にも就いてはならない。

第68条 大統領及び副大統領は、自身の管理

下にある土地、家屋、建物、事業、貯蓄及びその他の貴重品の価格を示した家計資産リストを連邦議会の長に提出する。

第69条 大統領及び副大統領は、法律が規定する報酬、手当及び職階の記章を受け取る。それぞれの者は、適切な公邸を提供される。

第70条 弾劾によって解任される場合を除き、大統領及び副大統領は、任期の満了の後、法律に従い年金及び適切な退職手当を支給される。

第71条

(a) 大統領又はいずれかの副大統領は、次に掲げる理由の1つによって弾劾される。

(i) 大逆罪。

(ii) この憲法のいずれかの規定に対する違反。

(iii) 不正行為。

(iv) この憲法で規定された大統領又は副大統領の資格の欠格。

(v) 法律で与えられた任務の非効率な履行。

(b) 大統領又はいずれかの副大統領の弾劾が要求された場合、連邦議会のいずれかの院の議員総数の少なくとも4分の1の署名による問責が当該の院の長に提出される。

(c) この問責が当該の院の議員総数の少なくとも3分の2の支持を得た場合に限り、弾劾訴訟が開始される。

(d) 1つの院が弾劾訴訟を開始した場合、他方の院は、この問責を調査するための会議を設置する。

(e) 大統領又は副大統領は、問責が審査されている間、自身が直接に、又は代理人を通して、問責を拒否する権利を有する。

(f) 審査の後で、問責を審査したか、又は審査を開始した院の議員総数の少なくとも3分の2が、問責が立証され、大統領又は副大統領が職務を継続するに相応しくないこ

とを宣告する決議を可決した場合、当該の院は、弾劾された大統領又は弾劾された副大統領の職務からの解任を求める決議を連邦議会の長に提出する。

(g) 連邦議会の長は、提出された決議を受理した後、即時に大統領又は副大統領の解任を宣告する。

第72条 大統領又はいずれかの副大統領は、任期の満了の前に、自身の意思で退任することを許可される。

第73条

(a) 2名の副大統領のうち、大統領選出の際に2番目に高い票を得た1名は、大統領の辞職、死亡、永久的障害又はその他の事情のために大統領職が欠員になった場合、大統領代理として従事する。

(b) 連邦議会の開会中に大統領職が欠員になった場合、大統領代理は、7日以内に欠員を補充するように連邦議会の長に対して即時に通告する。

(c) 大統領代理からの通告を受理した際、連邦議会の長は、当初は副大統領として選出され、後に大統領に選出されたため現在は空席となっている1名の副大統領について、最初に選出した当該の議員グループによる選出を開始する。

(d) 当該の議員グループが1名の副大統領を選出した後、連邦議会のすべての議員から構成される大統領選挙人団は、3名の副大統領の中から大統領を選出する。

(e) 連邦議会の開会中でないときに大統領職が欠員になった場合、連邦議会の長は、大統領代理からの通告を受け取った日から21日以内に連邦議会を招集し、前記の手続に従い、大統領職の欠員を補充するための選出を開始する。

(f) 連邦議会の開会中に、辞職、死亡、永久的障害又はその他の事情によって副大統領

職が任期満了前に欠員になった場合、大統領は、当該の副大統領を選出した当該の議員グループによって7日以内に1名の副大統領を選出するように連邦議会の長に対して即時に通告する。

- (g) 連邦議会が開会中でないとき、連邦議会の長は、大統領からの通告を受け取った日から21日以内に連邦議会を招集し、規定された手続に従い、当該の議員グループによる1名の副大統領の選出を開始する。

注

- (1) ミャンマー暦では、月の中で新月から満月までを

「白分」(Waxing)、満月から新月までを「黒分」(Waning)とする。

- (2) バラ・ガーダン(bala ngadan=five strengths)「5つの力」。バラ(bala)は「力」、ガーダン(ngadan)は「5つ」の意。カーヤ・バラ(kaya bala=strength of the body)「体の力」、サーイエッター・バラ(sayeitta bala=strength of character)「徳の力」、ニャン・バラ(nyan bala=strength of wisdom)「智の力」、ボーガ・バラ(bawga bala=strength of wealth)「財の力」、メイッター・バラ(meitta bala=strength of friends)「友の力」からなる。

(えんどう さとし・前海外立法情報課非常勤調査員)
(本稿は筆者が在職中に執筆したものである。)